

# フランス連結会計基準の国際的調和(12)リース会計

OSHITA, Yuji / 大下, 勇二

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経営志林 / The Hosei journal of business

(巻 / Volume)

40

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

57

(終了ページ / End Page)

71

(発行年 / Year)

2004-01-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003315>

## 〔論文〕

## フランス連結会計基準の国際的調和 (12)

## — リース会計 —

大 下 勇 二

1. はじめに
2. 国際的調和化に対するフランス会計制度のスタンス
3. フランス連結会計基準 (以上第35巻第4号)
  - (4) 連結範囲に関する事例
  - (5) 1998年12月のプラン・コンタブル連結会計規定の改正
  - (6) 連結会計の基本原則 (以上第36巻第2号)
  - (7) 個別計算書類の再処理
  - (8) 個別計算書類の義務的再処理
    - ① 同質性の再処理
    - ② 税法の適用だけのために行なわれた会計処理の影響の除去を目的とする再処理 (以上第36巻第3号)
    - ③ 繰延税金の会計処理から生ずる再処理 (以上第37巻2号, 第3号, 第4号)
  - (9) 個別計算書類の選択的再処理
    - ① 商法典およびプラン・コンタブル(PCG)により認められたオプション (以上第38巻第1号)
    - ② D248-8条オプション (以上第39巻第2号)
    - ③ 6条オプション (以上第39巻第3号)
- (10) 外貨換算会計 (以上第39巻第4号, 第40巻第1号)
- (11) リース会計
  - ① リース会計の意義
  - ② フランスにおけるリース会計規制
  - ③ リース会計と財産性の原則
  - ④ 連結計算書類における経済的アプローチの導入
  - ⑤ 連結計算書類における資本化処理の選択とその影響 (以上本号)

## (11) リース会計

## ① リース会計の意義

## 1) リース取引の会計問題

リース (lease) はもともと賃貸借取引であり、一定期間、ある人 (賃貸人) が賃貸料またはその他の報酬を得て、他人 (賃借人) に土地または建物もしくは建物の一部を使用する権利を与える取引である。しかし、今日、我々が一般に「リース」と呼ぶ取引は、動産・不動産への事業投資の資金調達方式と捉えられており、このような賃貸借取引とは大きくかけ離れている。

すなわち、「リース」とは、使用者側が必要とする物件の購入資金を融資する代わりに、リース会社が使用者側に代わってリース物件を購入し、これに貸し付ける取引である。物件の所有権はリース会社により保有されている。

リースに関する米国基準、国際会計基準 (IAS/IFRS) あるいはわが国の会計基準等において、一般に、リースは「ファイナンス・リース」取引とそれ以外の「オペレーティング・リース」取引に区別され、ファイナンス・リースには「資本化処理」、オペレーティング・リースには「賃貸借処理」が採用されている。

リースの場合、法的にはリース物件の所有権は使用者側ではなくリース会社にあり、リースはリース会社と使用者側の間での賃貸借取引と捉えられるが、リース取引の中でもファイナンス・リースとされる取引は経済的にはリース物件を売買した場合と同様の状態にあると認められるのである。

例えばわが国「リース取引に係る会計基準」において、ファイナンス・リース取引は、(1) リース期間の途中において解約できず (ノンキャンセ

ラブルの要件)、(2) リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該リース物件の使用に伴って生ずるコストを実質的に負担する(フルペイアウトの要件)、という2つの要件を満たす取引とされ、その経済的実態はリース物件を売買した場合と同様の状態にあるとして、売買取引に準じて資本化処理を行う。

ファイナンス・リース以外の取引はオペレーティング・リースと呼ばれ、経済的にこのような状態にあると認められないことから賃貸借処理を行う。

これに対して、フランスにおけるリース会計は、経済的観点からリース取引を二つに分類することなく、法的観点に基づきすべてのリース取引に賃貸借処理を採用している。本稿では、フランスにおけるリース会計の基本的考え方を検討し、当該会計領域における国際会計基準(IAS/IFRS)等との国際的調和の問題を考察してみたい。

## 2) リース取引の会計処理方法

### (1) 法的アプローチ

会計上、法的観点を優先すれば、購入選択権の行使などによる所有権移転前では、使用者側企業は単なる賃借人とみなされ、リース取引は通常の「賃貸借取引」に準じて会計処理される。つまり、一元的な賃貸借処理により、支払リース料が費用として計上されることになる。

使用者側企業が所有権を持たないリース物件はその自己の資産として貸借対照表に計上することはできない。リース物件は、その所有権がリース会社にあることから、リース会社の貸借対照表に計上される。

例えば、1年度初めから、A社はリース契約に基づき250,000ユーロの機械装置(汎用的なもの)を使用しているとす。リース期間は6年間(中途解約不能)、年間使用料は49,254ユーロ、リース期間終了後に当該リース物件はリース会社に返還される。

#### ・使用者側企業における会計処理

法的観点に基づく賃貸借処理では、A社における1年度から6年度の会計処理は次のようになり、毎年度リース使用料49,254が費用として計上

される。

支払リース料 49,254 現金預金 49,254

#### ・リース会社における会計処理

リース会社では次の処理が行われる。すなわち、  
現金預金 49,254 受取リース料 49,254

リース会社は当該機械装置をその貸借対照表の借方に計上し、減価償却を実施する。

既述のとおり、フランスにおけるリース会計はこの法的アプローチを採用しており、リースをオペレーティング・リースとファイナンス・リースに分類することなく、法的観点からすべてのリース取引を一元的に「賃貸借処理」している。

特に、個別計算書類の作成上、使用者側企業は法的観点に基づいてリース取引を賃貸借処理しなければならない。また、税法上も当該観点が採用されており、使用者側企業の支払リース料が、原則として課税所得から控除される。同時に、リース企業においては受取リース料は益金として課税所得をなし、リース物件の償却費は損金として課税所得から控除される。

### (2) 経済的アプローチ

会計上、経済的観点を優先するならば、リース取引は、経済実質的に資金の借入れによるリース物件の「売買取引」に類似したファイナンス・リースとそれ以外のオペレーティング・リースの2つに分類され、これに2つの会計処理方法を二元的に適用する。

すなわち、ファイナンス・リース取引は通常の「売買取引」に準じて「資本化処理」されるのに対して、オペレーティング・リースは「賃貸借処理」されることになる。

ファイナンス・リースにおける「資本化処理」では、リース物件は当初から使用者側企業の資産として貸借対照表に計上され、同時に当該資産の資金調達のための借入に伴う負債が計上される。

支払リース料はリース物件の賃借料としてではなく、借入金の金利費用部分および元金返済部分と考えられ、両者に分けて処理される。また、使用者側企業の貸借対照表に計上されたリース資産は減価償却を行う。

前出例で、リース取引がファイナンス・リースに相当する取引であるとして、リース物件の耐用年数を6年、リース料総額に含まれている利息相当部分を計算するための利率を5%と仮定すると、A社における支払リース料は第1図表のように借入金利息部分と元金返済部分とに分解される。具体的に第1年度末と第2年度末の計算は次のようになる。すなわち、

第1年度末

- ・利息部分 =  $250,000 \times 0.05 = 12,500$
- ・借入金の返済部分 =  $49,254 - 12,500 = 36,754$

第2年度末

- ・利息部分 =  $(250,000 - 36,754) \times 0.05 = 10,662$
- ・借入金の返済部分 =  $49,254 - 10,662 = 38,592$

第1図表 支払リース料の分解

年度	年間リース料	支払リース料の分解	
		借入金の返済分	借入金の利息部分
1	49,254	36,754	12,500
2	49,254	38,592	10,662
3	49,254	40,521	8,733
4	49,254	42,548	6,706
5	49,254	44,676	4,578
6	49,254	46,909	2,345
合計	295,524	250,000	45,524

リース使用料49,254と当該借入金の利率5%の関係は次の等式を成立させるものである。すなわち、

$$250,000 = \frac{49,254}{(1+0.05)} + \frac{49,254}{(1+0.05)^2} + \frac{49,254}{(1+0.05)^3} + \frac{49,254}{(1+0.05)^4} + \frac{49,254}{(1+0.05)^5} + \frac{49,254}{(1+0.05)^6}$$

リース料総額の現在価値(250,000)÷物件購入価額(250,000) = 100%となる(フルペイアウト)。

限界的借入利率の水準は企業の財務状況に依存すると考えられる。リース機械装置の残存価額を0、定額法償却を実施するとすれば、毎期の減価償却費は $250,000 \div 6 = 41,667$ となる。

以上から、第1年度末のA社における資本化処理は次のようになる。

機 械	250,000	リース債務	250,000
支払利息	12,500	現金預金	49,254

リース債務 36,754

減価償却費 41,667 減価償却累計額 41,667

リースに関する米国基準、国際会計基準あるいはわが国の会計基準は、この経済的アプローチを採用している。すなわち、経済的観点を優先した会計処理は、米国では1977年(SFAS第13号)から実施されており、さらに国際会計基準(IAS)第17号あるいはわが国「リース取引に係る会計基準」等において採用されている。リースに関する当該経済的アプローチは、フランスでは「アングロ・サクソンの」<sup>12)</sup>と呼ばれている。

IAS第17号によれば、取引およびその他の経済的事象は、法的形式ではなく、その性質と財務的実態に応じて会計処理され表示されねばならない。

リース取引の場合、法的には使用者側はリース物件の所有権の名義を取得しない。しかし、ファイナンス・リース取引の経済的実態は、リース物件の市場価値にその資金調達コストを加えたものにほぼ等しい金額をリース契約期間にわたり支払うという契約の対価として、使用者側がリース物件の有効年数にわたりその使用から生ずる経済的便益に対する権利を獲得する取引である。つまり、リース会社は金融会社として、ファイナンス・リース資産は通常の「事業投資」とみなされるのである。

ファイナンス・リースは、リース会社に代わって、使用者側企業が資産の所有に結びついたすべての「リスク」を負い「便益」を享受する条件が付された契約である。

所有に結びついた「リスク」とは、とりわけ、

- ・機械装置などリース物件の不完全な働きまたは予想を下回る収益性
- ・陳腐化
- ・使用者側における活動水準の低下に結びついた低利用
- ・保険により負担されない損失または損害などである。使用者側企業は、途中解約不能な契約によりこれらリスクを負担する一方、リース物件の使用により生ずる便益(将来正味キャッシュ・フロー)をすべて享受する。

以上の性質を有するリース取引はファイナンス・

リースと呼ばれ、本質的に金融的なものとして固定資産購入のための資金調達方法と考えられる。そこで、使用者側企業は法的な「所有権」の有無にかかわらず、基本的にリース物件を自己の資産として認識すると同時に金融負債を計上するのである。

使用者が契約条項を遵守する限り、リース企業はリース物件の譲渡権行使を妨げられることから、物件を使用する権利を本質的なものと考え、これに着目するのである。

ファイナンス・リース取引が使用者側企業の貸借対照表に反映されないとすれば、当該企業の実際の事業活動に係る経済的資源および義務は過小評価され、その結果財務比率が歪められることになる。経済的観点を優先した資本化処理は当該問題を解消するものと考えられている。

## ② フランスにおけるリース会計規制

フランスにおけるリース取引の歴史は1960年代前半に遡るとされる。1950年代にすでに米国・英国等で一般に実施されていた「リーシング」と呼ばれる動産・不動産投資の資金調達方式を導入したものである。その後、1966年からはリース取引に関する開示規制が始まっている。また、1973年11月29日アレテ（省令）により、「リーシング」という英語名称に代えて、「クレディ・バイユ (crédit-bail)」というフランス語名称の使用が義務づけられている。

### 1) リース業を営む企業に関する1966年7月2日法律の開示規制

1966年7月2日法律第66-455号（1967年9月28日オルドナンス第67-837号および1983年11月29日アレテにより一部改正）は、当該法律の定義する「リース」業を営む企業に対して、動産・不動産リース取引に関する情報を第三者に開示する義務を課した。

#### (1) リースの法律上の定義

1966年7月2日法律第1条（1967年9月28日オルドナンス第67-837号第1条により改正）によれば、

「本法律に定めるリース取引とは次のものをいう。

- 1° これら取引がその名称のいかんにかかわらず、賃借料として行われる支払の少なくとも一部を考慮して取決られた価額により当該資産の全部または一部を取得できる可能性を賃借人 (locataire) に付与するとき、機械設備の所有者でありつづける企業により賃貸のために購入された機械設備の賃貸借 (location) 取引。
- 2° これら取引がその名称のいかんにかかわらず、売却の片務契約の実行に係る譲渡により、賃貸建物が建設された土地の所有権の直接的または間接的な取得により、賃貸人所有の土地に建設された構築物の完全所有権の移転により、遅くともリース期間満了までに、賃借人をして賃貸財の全部または一部の所有者ならしめるとき、企業により購入またはその計算で建設された職業上の使用の不動産を当該企業が賃貸に供する取引]

1°に定める取引は動産リース、2°の取引は不動産リースである。この定義から、リース取引は2つの要素に分解される<sup>3)</sup>。すなわち、

- ・リース料の支払によるリース物件（動産・不動産）の賃貸借
- ・少なくとも部分的に支払リース料を考慮して取決める価額の支払による当該リース物件の譲渡のオプション

このように法律上の定義からは、リース取引は基本的に物件の譲渡可能性を伴った「賃貸借取引」と捉えられていることがわかる。

#### (2) リース情報の開示

この1966年法律によるリース情報の開示内容は、1972年7月4日デクレ第72-665号により定められた。当該デクレによれば、リース契約の当事者とリース物件に関する情報が、商事裁判所もしくは商事裁決の大審裁判所の書記課（動産リースの場合）または抵当権事務所（不動産リースの場合）で公示されねばならない（第2条、第10条）。リース契約の当事者とリース物件に関する情報に影響を与える変更があれば、これも追加的に公示される（第4条）。

公示の手続きがデクレに定める条件で履行されない場合、リース企業は、それが所有権を保持するリース物件の権利につき債権者に対抗できない。

さらに、1983年4月30日法律の適用に係る1983年11月29日デクレ第83-1020号第53条（上記1972年第12条に収容）は、リース取引に関して公表される情報を会計面から大きく拡充した。貸借対照表および成果計算書の注記・附属明細書において、リース取引に関する会計情報の開示を義務づけたのである。

同デクレの第53条は、リース取引の情報に関して、企業を、簡易注記・附属明細書制度の適用を受けない商事会社と、簡易注記・附属明細書制度の適用を受ける法人・自然人の二つに区分してリース取引の情報を規定している。

まず、簡易注記・附属明細書制度の適用を受け

ない商事会社は、リース取引に関する次の情報を注記・附属明細書に記載しなければならない。

1. 契約締結時のリース物件の価額
2. 当期使用料および過年度使用料累計額
3. 企業がこれら資産を取得していたならば計上したであろう当期減価償却費および過年度減価償却累計額
4. 今後支払うべき使用料および契約に定めたこれら資産の残存購入価格の決算日における評価

1.ないし4.に定める情報は、関連資産の属する貸借対照表項目に従い振り分けられる。また、4.に定める情報は、1年以下、1年超、5年以下、5年超の期限に従い振り分けられる。一般には、次のような一覧表の形式で公表される。

第2図表 注記・附属明細書におけるリース取引の情報

貸借対照表の関係項目	当初価値	使用料		償却費	
		当期	累計	当期	累計
土地 構築物 技術的施設 機械・設備 その他の有形固定資産 未完成固定資産					

  

貸借対照表の関係項目	今後の使用料				残存購入価格
	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計	
土地 構築物 技術的施設 機械・設備 その他の有形固定資産 未完成固定資産					

（出所：de La Villeguérin, E., *Dictionnaire de la comptabilité*, La Villeguérin Éditions, 1989, p. 374.）

これに対して、簡易注記・附属明細書制度の適用を受けるその他の法人および自然人（商人の資格を有するもの）は、その成果計算書において、動産リースと不動産リースとを区別して、リース取引に係る契約の履行に対応する賃借料を別々に明らかにしなければならない。

さらにこれら法人・自然人は、注記・附属明細書において、決算日に、動産リース取引と不動産

リース取引を区別して、一つないし複数のリース契約で定めた義務を履行するさいにお負担すべき使用料の総額を評価する。

この1983年デクレによる注記・附属明細書のリース会計情報の拡充は、リース取引に関わる企業の貸借対照表の財務分析において、第三者をして当該取引の再処理を可能ならしめるものである。

以上のとおり、フランスのリース取引に関する

会計規制は情報面の拡充，とりわけ年次計算書類の注記・附属明細書における会計情報の拡充という形で展開されてきた。これには，リース取引の会計処理が，法的アプローチから法的観点を優先した「賃貸借処理」を採用してきたことがその背景にある。

## 2) 1982年プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) のリース会計規定

フランスにおけるリース会計処理の基準を明確にしたのは，1982年プラン・コンタブル・ジェネラル (Plan Comptable Général; PCG) である。

1982年 PCG は第Ⅲ章「特別規定」の第Ⅲ節「特定の取引に関する規定」，4. 「リースによる資産の利用」において，以下の会計処理を規定している（なおリース会計規定は1986年に一部改正されている）<sup>11)</sup>。

固定資産の資金調達方法としてのリースは，その資産の使用者に対して，一方において使用権を与え，他方において契約の終了時か事前に定めた期末時かのいずれかにおいて契約価格の支払により当該資産を取得する可能性を与える。資産の所有者となる前に当該資産の使用者によって支払われる額は「使用料」または「賃借料」と称される。

### a. リースに供された資産の使用者側の会計処理

- ・この資産は，その使用者が購入オプションを行使しないかぎり，使用者側企業の資産に計上してはならない。
- ・成果計算書では，使用期間中に使用者側が負担した額は経営費用をなす。

使用料または賃借料は，612「リース料」勘定の借方に記入する。基礎システムの勘定プランでは，さらに下位勘定として，6122「動産リース」と6125「不動産リース」が規定されており，基礎システムの成果計算書では，動産リースのリース料と不動産リースのリース料が別個に明らかにされる。

同様の義務は，注記・附属明細書の簡易表示制度の適用企業（個人・法人）にも見られる。これは，リース契約の賃借料を，動産リースの使用料と不動産リースの使用料に区別する義務を課した

リース取引の公示に関するデクレの適用から生じている。

- ・年度末に，「財産状況 (situation patrimoniale)」の確定のために，経過期間中の未払「使用料」または「賃借料」は，関連する第三者勘定に記入しなければならない（下位勘定401「仕入・購入先-財貨用役」か408「仕入・購入先-送り状未着」のいずれかに記入）。

必要ある場合，決算日後の使用期間にかかわる「使用料」または「賃借料」は，それがかわりをもつ期間に関係づけられる（486「前払費用 (Charges constatées d'avance)」）。

- ・使用者が，権利を有する購入選択権を行使して資産の所有者となるときは，この固定資産を貸借対照表の借方側に，原初価値の決定に関して適用される規則に従って確定された額で計上しなければならない。

### b. 第三者の情報

この会計処理基準の他に，さらに「b. 第三者の情報」として，注記・附属明細書のリース会計情報に関する前出1983年デクレ第53条の規定と同じ規定が設けられている。当該部分は，1986年におけるプラン・コンタブル・ジェネラルの一部改訂の際に改正されたものであり，前出1983年デクレの規定にあわせて，年次計算書類の注記・附属明細書におけるリース会計情報を拡充するものである。

以上の第Ⅲ章「特別規定」の他に，リース物件の使用者側の成果計算書（基礎システム）において，「その他の購入高および外部費用」の注釈として，同計算書の末尾に次の項目の記載が見られる。

- ・動産リース料           ×××
- ・不動産リース料       ×××

以上のとおり，1982年プラン・コンタブル・ジェネラルは，リースの会計処理として「賃貸借処理」によることを明確にした。さらに成果計算書において動産リースと不動産リースに区別してリース料を表示し，注記・附属明細書に詳細なリース会計情報を記載して，会計情報面を拡充した。

### 3) 1999年プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) のリース会計規定

1982年プラン・コンタブル・ジェネラルの改訂に係る会計規制委員会 (CRC) 規則第99-03号 (1999年プラン・コンタブル・ジェネラル) 第331-7条は、リース契約の会計処理に関して次のように定めている<sup>5)</sup>。すなわち、

「リース契約の名義人は賃貸借期間に負担した金額を費用として会計処理する。

購入選択権の行使時に、リース契約の名義人は、この固定資産を貸借対照表の借方側に、原初価値の決定に関して適用される規則に従い確定された額で記載しなければならない」

また、第531-2条は、貸借対照表および成果計算書に関する一定の補足的情報を注記・附属明細書に記載すべきことを定めており、この中の「9. 金融契約額 (montant des engagements financiers)」としてリース契約の会計情報を明示している。すなわち、

リースに関する契約、提供すべき特別の情報：

- ・契約締結時のリース物件の価額
- ・当期使用料および過年度使用料累計額
- ・企業がこれら資産を取得していたならば計上したであろう当期減価償却費および過年度減価償却累計額
- ・今後支払うべき使用料および契約に定めたこれら資産の残存購入価格の決算日における評価

前項に定める情報は、関連資産の属する貸借対照表項目に従い振り分けられ、最後の情報は、1年以内、1年超5年以内、5年超の期限に従い振り分けられる。

以上の1999年プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) のリース会計規定は、リース契約を「金融契約」の一つとしながらも、基本的に1982年PCGのリース会計規定を引継いだものである。すなわち、1999年PCGは、会計処理方法として「賃貸借処理」を維持し、リース契約に関する会計情報を注記・附属明細書で開示することにより情報面で賃貸借処理の欠点を補う方式を堅持している。

次に、今日までフランスにおいて、リース会計に関して法的アプローチが採用されてきた理由を

検討してみよう。

### ③ リース会計と財産性の原則

#### 1) 伝統的な権利・義務確定のための会計

フランスの会計は、法的枠組みの中で、企業の権利・義務の確定に役立つ会計をその中心に据えてきた。歴史的には、商人間の紛争時の証拠としての会計の利用から始まり、株主への配当可能利益の算定、株主有限責任制からの債権者保護と支払能力の評価・債権担保保全、課税所得計算、従業員の利益参加計算などにおける会計の制度的利用がこれである。

これら会計の利用は商法典・商事会社法、税法、労働法等の法的規制の対象となり、会計は正規に、つまり規則に従い作成されることが求められてきた。このような法的枠組みの中で、株主、債権者、国家、従業員等の利害関係者の権利の確定において、会計に課せられた最重要課題は「企業の財産と成果に対する権利を認識し数量化すること」<sup>6)</sup>である。利益配当、借入金の返済、納税あるいは従業員の成果分配の基礎となる分配可能利益や支払能力の評価・債権担保の保全といった社会的要請に応えるためである。

すなわち、会計が法的制度に組み込まれた状況では、一定の会計処理は直接的に一定の法的帰結を惹起するまたは惹起する可能性があり、そこでは、法的に最も安定した状態で形成される財産権の裏付けのある成果が重視されてきた。

#### 2) 財産性の原則

以上の理由から、商法典・商事会社法の会計規定およびプラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) は、計算書類が「財産 (patrimoine)」、 「財務状況 (situation financière)」および「成果 (résultat)」についての「誠実な概観 (image fidèle)」を提供しなければならないことを規定して、企業の財政状態および経営成績と並んであるいはこれら以上に「財産」の描写を重視してきた。

##### a. 商法典・商事会社法

1983年4月30日法律第83-353号 (「調和化法」)

第2-1条(商法典第8条に收容)によれば、「商人の性質を有するすべての自然人または法人は、企業の財産に影響する変動について会計記録を行わなければならない」。さらに、「年次計算書類は正規でなければならず、かつ、企業の財産、財務状況および成果につき誠実な概観を与えなければならない」(商法典第9条)。

また、1985年1月3日法律第85-11号第2条(商法典第233-21条に收容)によれば、「連結計算書類は正規かつ真実でなければならず、かつ、連結に含まれる企業により構成される全体の財産、財務状況および成果の誠実な概観を提供しなければならない」。

#### b. プラン・コンタブル・ジェネラル(PCG)

1982年プラン・コンタブル・ジェネラル(PCG)によれば、「一般会計は財産の積極・消極の状況および期間成果を定期的に明らかにする」(p.Ⅶ)。

さらに、資産は「企業にとって正の経済価値を有する財産の諸要素をなす」(p. I.19)。負債は「企業にとって負の経済価値を有する財産の諸要素をなす」(p. I.36)。

また、「一般会計は企業財産に影響を与えるすべての取引を記録することを目的とする」(p.Ⅱ.2)。「総合書類は情報の受手が企業の財産、財務状況および成果について行う判断に影響を与える一切の事実を開示しなければならない」。

1999年プラン・コンタブル・ジェネラル(会計規制委員会(CRC)規則第99-02号)においても、基本的に「財産性の原則」は堅持されている。すなわち、「会計は数値化された基礎的データを把握、分類、記録し、期末日の実体の財産、財務状況および成果の誠実な概観を反映する報告書の作成を可能ならしめる有機的財務情報システムである」(第120-1条)。

また、資産・負債の定義に関しても、「実体にとって正の経済価値をもつ財産のすべての要素は資産項目とみなされる」(第211-1条)、「実体にとって負の経済価値をもつ財産のすべての要素は負債項目とみなされる」(第212-1条)と規定され、「財産性」への言及が堅持されている。

Raybaud-Turrillo, B. は、フランス会計フレームワークの根本的原則としての「財産性の原則(principe de patrimonialité)」の存在を指摘する<sup>(7)</sup>。

また、Viandier, A. は、「権利でないものはその存在の実態のいかんをとわず会計法の外にある。これから根本的な実践規則「貸借対照表の財産性」の規則が引き出される」<sup>(8)</sup>として、「貸借対照表の財産性」の規則が存在していることを指摘した。

さらに、Colasse, B. は「フランスの非明示的概念フレームワークは、財産性が支配的であると主張することができる。・・(中略)・・個別計算書類の標準化と規制が財産の概念によりなお依然として強く拘束されているとしても、ヨーロッパ会社法指令第7号により強く影響を受けたグループ計算書類の標準化と規制は、計算書類の伝統的な財産性のフレームワークから抜け出るために作成者に対して種々の可能性を付与している」<sup>(9)</sup>と述べ、非明示的な概念的フレームワークとして「財産性」の存在を主張している。

1999年PCG(CRC規則第99-02号)については、Navarro, J.-L. が第120-2条の誠実な概観からの離脱規定に関連して、「誠実な概観に直面してその正当性について多くの批判があるにもかかわらず、貸借対照表の財産性の根本的規則は我々の慣行的制度において維持されている」<sup>(10)</sup>ことを指摘している。

### 3) リース会計の貸借借処理と財産性の原則

法的枠組みにおける「財産性の原則」は、貸借対照表の概念的内容、特に資産の内容に大きな影響を及ぼしてきた。すなわち、資産として貸借対照表に計上されるためには、基本的に「財産性」を有することが条件とされるのである。

「財産性」概念の定義は上記会計規定では明確されておらず、民法と商法の間で概念共有されていると見られる。「財産性」の法的概念によれば、貸借対照表の資産は基本的に「財産権」を表すものとなる。法的に最も安定した状態で形成される財産権の裏付けのある成果が重視されるからである。

財産権は有体財産権と無体財産権により構成される。有体財産権は物に係わる権利であり、所有権が典型である。無体財産権は物に係わらない権利であり、特許権・商標権等の知的所有権と債権等の人的権利よりなる。フランスの民法学者によ

れば、財産に対して最も完全な権利を行使するのは当該財産の「所有者」であると考えられ、「所有権」が最も重視されている<sup>11)</sup>。

「財産性」の法的概念によれば、貸借対照表上の資産は、基本的に財産権を表すものに限定されることになる。既述のとおり、フランスでは個別計算書類の作成上、リース物件はすべて「賃貸借処理」される。使用者側企業が所有権のないリース物件を資本化処理（オン・バランス）できないのは、この「財産性の原則」が機能しているからである。

Viandier, A. によれば、「貸借対照表の財産性の原則により、商品、原材料、より一般的には企業がその所有者である財だけを貸借対照表に計上できる。・・・（中略）・・・それは会計の第1の機能—法的機能—、証拠および企業の財産状況に関する情報の様式に基づいている。・・・（中略）・・・そのような原則から引き出される影響は無視できないものとなっており、このことは次の質問の答えをみればわかる。リース契約の対象となる財—動産・不動産—は、使用者側企業の資産に計上できるであろうか。もちろんできない。その理由は、この企業がその所有者とみなされないからである。また、例えば、使用者側企業において、契約期間満了まで利用するサービスの資本化価値の貸借対照表計上を目的とした提案は経済的論理に合致するとしても、法的実態をうまく表現できない。それら提案は拒絶されねばならない。・・・（中略）・・・会計は、企業にとり権利と義務を生み出す取引の存在を表現させるだけであり、従ってこれら権利と義務の性質、範囲、期間に影響する出来事を客観的な（真実な）形で考慮しなければならない<sup>12)</sup>」と述べて、財産性の原則とリース取引の会計処理の関係に言及している。

このように、フランスにおけるリース会計が法的アプローチを採用してきた最大の理由は、貸借対照表の「財産性の原則」という法的・概念的なフレームワークが機能しているからである。当該原則は「会計の目的」と密接に関係している。

もっとも、リース会計のアングロ・サクソンの考え方は、ファイナンス・リース契約において、使用者側が契約条項を遵守する限りリース企業をしてその譲渡権を行使するのを妨げる点に着目す

るものである。すなわち、譲渡権が停止されているのでリース物件を使用する権利だけが本質的なものとなる。この意味では、アングロ・サクソンの考え方も法的であるといえる。

#### ④ 連結計算書類における経済的アプローチの導入

既述のとおり、フランスのリース会計は米国基準あるいは国際会計基準等と大きく相違した状況にある。フランスの伝統的な会計がその目的から「財産」概念に基づく法的フレームワークの中で位置付けられてきたからである。会計が個々の法的実体レベルで多様な役割が課せられ、法的規制の対象となっていることがその背景にある。

このため、個別企業の計算書類は「財産性」の点から強い拘束を受けている。すなわち、貸借対照表の資産として計上されるためには、基本的に所有権あるいは債権等法律上の権利に基づく「財産性」を有することが条件となる。

しかし、フランスでは、企業グループの作成する連結計算書類において経済的アプローチが導入され、リースの資本化処理が可能となっている。以下この点を検討してみたい。

##### 1) 連結計算書類の役割と連結会計上のオプション

企業活動のボーダーレス・グローバル化に伴って、フランス企業においても国際資本市場の投資家の標準的な情報ニーズに応じていく必要がますます増大している。すなわち、フランスの大企業グループは、将来キャッシュフローの予測を可能ならしめる「経済的実態 (réalité économique)」の開示に関して、市場から強いプレッシャーを受けている。

そこで、フランスでは、企業グループの作成する連結計算書類において、経済的観点を重視した会計処理が採用されている。また、投資家の情報ニーズに応えるべく経済的観点を重視する国際会計基準との調和化を、企業グループの作成する連結計算書類のレベルで図ってきた。個別計算書類と異なり、連結計算書類は配当規制や課税所得計

算等との関連性を有していないからである。

連結計算書類の作成上、個別計算書類に係る法的制約を超えて企業グループの「経済的実態」をより良く追求できるように、個別会計では認められない会計処理方法が商事会社法によりオプションの形で認められていることはすでに考察したとおりである（本誌第39巻2号および3号参照）。すなわち、リース会計に関しては、連結計算書類の作成上経済的アプローチが容認され、企業グループの連結計算書類は国際会計基準への対応が可能な状況にある。

まず、1986年2月17日デクレ第86-221号第1条により新設された1967年3月23日デクレ第248-8条（「D248-8条オプション」）のe)によれば、リース契約により使用しているリース物件は、連結会計上、使用者側企業がそのその物件の所有者であるかのようにみなして、所有固定資産として資本化処理することができる。

また、同条のf)によれば、将来の譲渡の実現が合理的に保証されるという条件で、リース会社等がもはやこれらリース物件の所有者でないかのように（売却されたものとして）貸借対照表の資産から除外することができる。

さらに、1998年4月6日法律第98-261号第6条（「6条オプション」）は、国際会計基準（IAS）に従い連結計算書類を作成している企業グループに対して、商事会社法に定める会計規定への準拠義務を免除している。これにより、これら企業の場合、国内会計基準ではなくIASに準拠して作成した連結計算書類が国内的にも有効なものとなっている。リース会計に関しては、IASに準拠して経済的アプローチによる会計処理が行われることになる。

## 2) プラン・コンタブル・ジェネラル（PCG） の連結会計規定におけるリース処理

上記1986年2月17日デクレのリース会計に関するオプションの規定を受けて、1982年プラン・コンタブル・ジェネラル（PCG）における1986年新設の連結会計規定がリースの会計処理を示している。

### a. 1986年連結会計規定

1982年PCGの第IV章「計算書類の連結：方法論」、第2節「連結規則」、231「選択的再処理」の2311「リースおよび類似の契約（Contrats de crédit-bail et assimilés）」によれば、リース会計の処理は以下のように行われる<sup>(13)</sup>。

#### ・使用者側企業における会計処理方式

##### 1. 保有期間中の記録方式

リース契約または類似の条項を伴う契約の枠内で企業が使用している物件は、借入により取得されたかのごとく処理できる。

この場合、順次以下のように行わねばならない。

- ・これら物件を貸借対照表借方の固定資産に計上する。
- ・契約が物件の価額を明瞭に定め、元本（物件の価額）の返済額と資金調達に結びついた利息とに分けられた詳細な支払表を示しているとき、固定資産化すべき価額は契約に定められた物件の価額に一致する。
- ・契約が物件の価額を定めていないときには、固定資産勘定に計上すべき金額は賃借物件の公正価値（juste valeur）である。
- ・貸方には、これら物件の資金調達のために約定により得られた借入を表す金融債務を会計処理する。
- ・そのことが惹起するすべての会計上の影響とともに、これら物件を固定資産として処理する。

そのとき、個別計算書類は、金融費用と債務の漸次的返済の確認により貸借費用を取消すために、再処理される。契約の対象物件は償却プランに従い償却される。

一時的差異は繰延税金の会計処理を生み出す。

##### 2. 契約中断の場合の記録方式

リースの再処理から生ずる要素（固定資産の純帳簿価額、残存債務、繰延税金）は清算される。

これら種々の要素から生ずる純額および契約移転の場合に認識される収益は成果計算書に計上される。

- 3. 注記・附属明細書において提供すべき情報  
注記・附属明細書は次のものを記載する。

・リース契約または類似の取引の対象となっ

ている固定資産計上の物件の固定資産範疇別金額

- ・これら物件の減価償却の方式
- ・貸借対照表に計上された債務額。これには1年未満および5年超の部分の情報を伴う

#### ・賃貸側企業における会計処理方式

リース契約または類似の条項を伴う契約は、利子付き貸付けとして賃貸側企業により処理できる。賃貸側企業が賃貸物件の製造業者または流通業者であるとき、当該取引は信用での販売に同一視される。この場合、以下の規則が遵守される。

##### 1. 会計記録

行うべき再処理は以下のとおりである。

- ・貸借対照表の借方に計上されている要素の価額を除去する。
- ・貸付金を記録するために連結計算書類において親企業により適用された表示の規則に従い、金融債権（または製造業者もしくは流通業者により同意された契約に係わるときには営業債権）の金額を会計処理する。
- ・成果計算書に会計処理された減価償却と賃貸料を除去する。
- ・これに対して賃貸料を、賃貸側企業により同意された投資およびサービスの対価である金融収益を伴う、投下資金の漸次的返済とみなす。

製造業者または流通業者により同意された契約の場合、さらに賃貸物件の販売収益とその売上原価を成果計算書で認識することが重要である。

リースまたは類似の取引の再処理の際に認識された一時的差異は、繰延税金に記録されねばならない。

- ##### 2. 注記・附属明細書において提供すべき情報
- ・1年未満および5年超の債権を区別した貸付金額

- ・場合により、賃貸物件の保証なし残存価額
- ・収益を会計処理するために選択した方法

このように、1982年PCGにおける連結会計規定はリース取引を売買取引に準じて「資本化処理」できることを容認している。この点は、1982年PCGの年連結会計規定の改訂に係る1999年会計規制委員会（CRC）規則第99-02号においても維

持されている。

##### b. 1999年CRC規則第99-02号

1999年CRC規則第99-02号は、その300「評価と表示の方法の決定」の項目で、連結計算書類において「優先的（*préférentielle*）」とみなされる方法としてリース会計の「資本化処理」を挙げている<sup>144</sup>。すなわち、

「賃貸借－資金調達（*location-financement*）」契約は次のように会計処理されねばならない。

##### ・使用者側企業：

- ・貸借対照表に有形固定資産および対応する借入金の形で計上
- ・成果計算書に減価償却費および金融費用の形で計上
- ・リース物件が「賃貸借－資金調達」取引の枠内で直接または人を介して再リースされるときに、セールスアンドリースバック（*cession-bail*）取引時の増価は契約期間にわたり繰延べられねばならない。

##### ・リース企業：

- ・使用者側企業の記録と整合的に貸付金の形で計上

「賃貸借－資金調達」契約において優先的方法とされる資本化処理を採用しなかった場合、注記・附属明細書に当該処理をしたときの貸借対照表および成果計算書への影響を記載しなければならない。

以上見てきたように、プラン・コンタブル・ジェネラル（PCG）における連結会計規定は経済的アプローチを部分的に導入して、連結計算書類の作成上、資本化処理を採用できることを容認している。しかし、当該処理は義務ではなく可能性であることに注意しなければならない。資本化処理するか否かは企業の判断に委ねられている。1999年CRC規則第99-02号においても、当該処理は義務付けられていない。

また、米国基準または国際会計基準（IAS/IFRS）と異なり、資本化処理されるリース取引が定義されていないことにも注意しなければならない。「賃貸借－資金調達（*location-financement*）」契約は「ファイナンス・リース」契約を意味していると見られるが<sup>145</sup>、いかなるリース契約が

「賃貸借—資金調達」契約なのかは明確にされていない。

### ⑤ 連結計算書類における資本化処理の選択とその影響

#### 1) 連結会計上の資本化処理の選択

リースに関する D248—8 条オプションは、連結会計上資本化処理を容認したものであり、これを義務付けたものではない。資本化処理を選択した場合には、1982年 PCG の連結会計規定におけるリース処理に従う。しかし、当該処理は基本的な指針を定めたもので、資本化されるリース取引の定義も処理の詳細も定めていない。

フランスの基準は資本化処理の枠組みを定め、詳細については米国基準 (US-GAAP) あるいは国際会計基準 (IAS) に準拠できる仕組みがとられていると見られる。

1970年代から、フランスのいくつかの大企業グループは米国基準あるいは国際会計基準 (IAS) を採用して連結計算書類を作成してきた。また、国家会計審議会 (CNC) はこれら基準の採用を容認してきた (*Rapport d'activité de 1980*, p.276)。

第 3 図表は、1976年、1981年、1986年および 1996年において、連結会計基準として国外基準を採用した企業グループ数を示したものである。

第 3 図表 国外会計基準採用企業グループ数

	1976年	1981年	1986年	1996年
IAS	2	5	6	17
米国基準	8	9	11	16
国際的基準			3	2

注：企業によっては準拠の会計基準が「国際的基準」と表現されている。

(Ordre des Experts Comptables et Comptables Agréés (OECCA), *Les Rapports annuels des Sociétés françaises* の1978年版および1981年版, L'Association Technique d'Harmonisation (ATH), *L'Information Financière en 1986*, CLET, 1987, および Price Waterhouse, *Communication et Information Financière*, Les Echos, 1997より筆者作成)

すなわち、1970年代後半には、10企業グループが連結計算書類作成上米国基準または国際会計基準を採用していた。これら企業グループは、ファ

イナンス・リース取引を資本化処理していた。例えば、米国基準を採用していたカルフル社は、以下のとおり資本化処理を行っている。

「リース固定資産は資本化され、定額法に基づき償却されている。従って、関連する債務が長期負債に計上されている」(1975年度)

「リース契約の対象となっている固定資産はその原価で資産に計上され、定額法に基づき償却されている。これに関連して生ずる債務が負債に計上されている」(1977年度)

「1978年12月31日に、リースで取得した固定資産の純額は52百万フランであり、対応する債務は47.5百万フランである。1978年度において、再処理は成果に対して0.2百万フランのプラスの影響がある」(1978年度)

さらに、1980年代とくに1986年のD248—8 条オプションの創設時には、すでに20企業グループが連結計算書類作成上米国基準または国際会計基準を採用していた。例えば、米国基準を採用していたルイビトン・モエエネシー (LVMH) 社は、1986年度の連結計算書類において以下のとおり資本化処理を行っている。

「キャピタル・リース契約の下で取得された資産は将来使用料の現在価値に基づいて計上されている」

また、資本化リース債務 (1987—91年) は18,708 (千フラン)、この内訳は附属明細書で次のように表示された。

	1986年 (千フラン)	
	オペレーティング・リース	キャピタル・リース
1987	23,830	19,946
88	11,066	12,175
89	6,860	3,695
90	3,957	3,294
91	2,843	3,884
これ以降	7,101	—
最低リース債務総額	55,657	42,994
控除：利息相当額		(24,286)
正味最低リース債務の現在価値		18,708

これら企業グループでは、米国基準あるいは国際会計基準に従った資本化処理が、D248—8 条オプションの実施によりそのまま法的にも有効な

ものとなった。

1996年には、米国基準等の国外基準の採用企業グループは35社に上っている。しかし、連結計算書類作成上、D248-8条によるリース資本化処理の選択は、米国基準あるいは国際会計基準を採用していなくとも可能である。

90大企業グループを対象とした Price Waterhouse の調査によれば、1996年公表の1995年度連結計算書類の作成上、D248-8条のオプションを実施してリースの資本化処理を行った企業は約50社に上っている<sup>16)</sup>。これから、上位90大企業グループのうち、55社程度はフランス基準のみに準拠して個別計算書類と同様の「賃貸借処理」を行い、15社程度はフランス基準のみに準拠しているながら、連結計算書類では個別計算書類と異なり「資本化処理」を選択したことが推測される。

例えば、フランス基準準拠の連結計算書類を作成したロシニョール (Rossignol) グループは、「その法的性質を理由に賃貸借取引とみなされるリース・バックおよびリース取引は再処理を行っていない」(1995年度)。

ブイグ (Bouygues) グループも同様に、「リース契約により取得の途中にある有形固定資産は固定資産化されていない。それはオフ・バランス契約に記載されている」(1995年度)。

これに対して、ミシュラン (Michelin) グループは、フランス基準のみに準拠しているながら、「長期リース契約の工業上の資産は原価で貸借対照表に表示され、通常のグループ方針に従い償却されている。対応する債務は貸借対照表上負債に表示されている」(1995年度)として、資本化処理を選択している。

また、アルカテル・アルストム (Alcatel Alsthom) グループも同様に、「リース契約または長期賃貸借契約によりファイナンスされ取得の性質を示している物件は資本化されている」(1995年度)。

さらに、ペルノ・リカール (Pernod Ricard) グループでは、「リース契約により取得された重要性のある固定資産は資本化され、当該資産の経済的年数に従い償却されている。リース・バックの対象となる不動産は同様の再処理の対象となっている。これら取引時に生ずる増価は譲渡年度の成果から除去されている」(1995年度)。

以上のとおり、企業グループの中にはフランス基準のみに準拠しているながら、連結計算書類では「資本化処理」を選択した企業が見られたのである。

## 2) 資本化処理に係る連結会計上の再処理の影響

前出のリース取引の計算例を用いて、個別計算書類上「賃貸借処理」していた A 社が連結計算書類上「資本化処理」を選択した場合の処理と損益への影響を検討してみよう。

前出計算例の場合、第1年度に以下の再処理が行われる<sup>17)</sup>。

- ・貸借対照表の借方に機械装置が計上され、貸方にリース債務が計上される。

機 械	250,000	リース債務	250,000
-----	---------	-------	---------

- ・連結で採用した償却プラン (定額法、耐用年数6年) に従い減価償却費を計上する。

減価償却費	41,667	全体利益	41,667
A 社利益	41,667	機械減価償却累計額	41,667

- ・支払リース料を借入金の返済部分と利息部分とみなす。

支払利息	12,500	支払リース料	49,254
全体利益	36,754		
リース債務	36,754	A 社利益	36,592

である。これから、賃貸借処理から資本化処理への移行は、減価償却費の計上による41,667の利益減少と支払リース料におけるリース負債返済部分による36,754の利益増加を生み出し、差し引き4,913の利益減少となることがわかる。

さらに第2年度には、機械の純帳簿価額208,333 (250,000-41,667) とリース債務残高213,246 (250,000-36,754) との差額4,913を A 社剰余金に計上して再処理が行われる。

機 械	250,000	機械減価償却累計額	41,667
A 社剰余金	4,913	リース債務	213,246

賃貸借処理から資本化処理への移行による4,913の利益減少は、第4図表のとおり分析される。

6年間の影響については、トータルすれば両方に差異はないが、第3年度までは資本化処理の方が賃貸借処理に較べて計上費用は多くその結果利益は少なくなっている。第4年度以後は逆の結果となっている。

A社の財務リスクが上昇してその限界的借入利率が上昇した場合、変動幅が大きくなる。例えば12%と仮定すれば(支払リース料60,806)、移行に伴い初年度における利益減少額は10,861に拡大する。

第4図表 賃貸借処理および資本化処理の損益への影響比較 (定額法償却の場合)

年 度	賃貸借処理 (1) (支払リース料)	資本化処理 (2)			(1) - (2)
		支払利息	減価償却費	合計	累 計
1	49,254	12,500	41,667	54,167	-4,913
2	49,254	10,662	41,667	52,329	-3,075
3	49,254	8,733	41,667	50,400	-1,146
4	49,254	6,706	41,667	48,373	881
5	49,254	4,578	41,667	46,245	3,009
6	49,254	2,345	41,665	44,010	5,244
合 計	295,524	45,524	250,000	295,524	0

また、第4図表で定率法償却を採用すれば、賃貸借処理から資本化処理への移行はさらに変動幅を大きくする。すなわち、初年度における利益減少額は46,579に拡大する。

以上のとおり、賃貸借処理から資本化処理への移行は費用の期間配分パターンを変え、リース期間前半の利益を減少させ、後半の利益を増大させる。利用者側企業の財務リスクの上昇や定率法償却の採用はこの増減幅を拡大する<sup>(10)</sup>。このように、企業グループは、連結会計上の資本化処理の任意性を利用して期間利益を変えることができる。D 248-8条オプションは、結果的にこの可能性を生み出すものとなっている。

連結計算書類の作成におけるリースの資本化処理の任意性は、企業業績への影響を考慮した会計政策的側面を併せ持っているといえる。この意味で、任意的性質は残されているとはいえ、1999年CRC規則第99-02号が「資本化処理」について優先的処理の考え方を導入し、当該処理を選択しなかった場合の影響の表示を義務づけたことは極めて重要である。 [未完]

[注記]

- (1) 染谷恭次郎訳「コーラー会計学辞典」丸善、1989年、294頁参照。  
 (2) Toliopoulos, C., *Comptabilisation des opéra-*

*tions de crédit-bail, Revue Française de Comptabilité*, n°182, Septembre 1987, p. 56.

- (3) de la Villeguérin, E., *Dictionnaire de la comptabilité*, La Villeguérin Éditions, 1989. p. 374.  
 (4) Conseil National de la Comptabilité (CNC), *Plan Comptable Général 1982*, 4<sup>e</sup> Édition 1986, pp. II. 130-II. 131, 中村宣一郎・森川八洲男・野村健太郎・高尾裕二・大下勇二訳「フランス会計原則—プラン・コンタブル・ジェネラル—」同文館、1984年、177-178頁。  
 (5) Règlement 99-03 du 29 avril 1999 du Comité de la Réglementation Comptable.  
 (6) Milot, J.-P., *L'Harmonisation comptable internationale*, Institut National de la Statistique et des Études Économiques, *Normes comptables, entreprises et statistiques*, octobre 1997, pp. 41-42.  
 (7) Raybaud-Turrillo, B., *Le Modèle comptable patrimonial*, Vuibert, 1997, p. 2.  
 (8) Viandier, A., *Droit comptable*, Dalloz, 1984, p. 396.  
 (9) Colasse, B., *Comptabilité générale*, *Economica*, 200, p. 81.  
 (10) Navarro, J.-L., *Guide technique et théorique du Plan Comptable Général 1999*, Montchrestien, 2000, p. 100.  
 (11) Messina, M., *Comptabilité générale*, Nathan,

- 1998, p. 8. および Grondin, H., Les Retraitements des Comptes sociaux français suivant les normes comptables américaines, *Revue Française de Comptabilité*, n° 178, Avril 1987, p. 34.
- (12) Viandier, A., *op. cit.*, p. 396.
- (13) Conseil National de la Comptabilité (CNC), *Plan Comptable Général 1982*, 4<sup>e</sup> Édition 1986, pp. II. 148-II. 149.
- (14) なお, CNC は1997年6月18日付意見書第97-06号においてすでに優先的処理としてリース資本化処理を挙げている。
- (15) すでに1989年の文献に "financement-location" の英文訳として "capital lease" の用語が用いられている (Raffégeau, J., Dufils, P., Corre, J., de Ménonville, D., *Comptes consolidés*, Éditions Francis Lefebvre, 1989, p. 184)。
- (16) Price Waterhouse, *Communication et Information Financière*, Les Echos, 1997, pp. 331-334.
- (17) Lavabre, C., Lavabre, G., *Manuel de comptabilité des sociétés fusion-consolidation*, Litec, 1995, pp. 633-635を参考にした。
- (18) この点については, Saada, T. の実証研究を参照 (Saada, T., *Traitement du crédit-bail dans les comptes consolidés: les pratiques des groupes française*, *Revue Française de Comptabilité*, n° 283, Novembre 1996, pp. 77-83.)。